第６号様式別表11記載の手引

１　この明細書の用途等

⑴　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、(ｲ)に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(ﾛ)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出してください。

(ｲ)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は第４項の規定の適用を受けようとする法人

(ﾛ)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第４項の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法人税法施行規則第26条の６に規定する書類を添付してください。

⑶　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

⑷　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

２　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
１「第１号・法第72条の２第１項第３号・第４号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んでください。	
２「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	法人税の明細書（別表７⑷）の１から４までの各欄の金額を記載します。	
３「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法第72条の18第１項又は第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受ける場合に、法人税の明細書（別表７⑷）の６の欄の金額を記載します。	
４「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額⑦」	第６号様式別表９の④の「計」の欄の金額を記載します。	
５「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「１　この明細書の用途等」⑴(ｲ)に掲げる法人が、第６号様式の㊾の欄の金額又は第６号様式別表５の㉓の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。	
６「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「１　この明細書の用途等」⑴(ﾛ)に掲げる法人が、第６号様式の㊾の欄の金額又は第６号様式別表５の㉓の欄の金額を記載します。	
７「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」	「１　この明細書の用途等」⑴(ｲ)に掲げる法人のうち、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第４項の規定の適用を受ける法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
８「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	「１　この明細書の用途等」⑴(ﾛ)に掲げる法人のうち、法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第４項の規定の適用を受ける法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
９　⑬から⑰までの各欄		法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。